

伊豆市ひとり親
移住定住促進補助金
のご案内
(住宅補助事業)



伊豆市

伊豆市ひとり親移住定住促進補助金について

伊豆市では、移住しやすい住宅環境の確保と、快適で魅力あるまちづくりを図るため、伊豆市に移住及び定住したひとり親に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるか
チェックしてみましょう！

補助対象者

- 1 伊豆市に住所があり、同居する18歳以下の子どものあるひとり親であること。チェック
- 2 市内の旅館、医療、介護業に就業していること。（3親等内の親族が経営しているものを除く）
- 3 新たに土地及び住宅または住宅のみを購入したものであること。
（親との共有名義は対象外となります。）
- 4 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。
- 5 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
- 6 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- 7 転勤、入学、通学の理由による転入ではないこと。
- 8 過去にこの補助金（賃貸補助事業を除く）や伊豆市若者定住促進補助金の交付を受けていないこと。
- 9 補助金交付後10年以上継続して補助の対象の住宅に居住すること。
- 10 補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。

補助対象住宅

- 1 令和7年12月31日までに市内に新築又は購入（建売又は中古の住宅の購入をいう。以下同じ。）により取得し、家屋登記をした住宅。チェック
- 2 住宅とは、居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が70㎡以上のもの。
- 3 相続、贈与等の取得対価を伴わない場合は対象外となります。

補助金額

補助金の交付額は、住宅の購入費用の範囲内

- 1 土地及び住宅を購入した場合、⇒ **上限100万円。**
（賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2の額）
- 2 住宅のみを購入した場合、⇒ **上限50万円。**
（賃貸補助事業の交付を受けた場合は1/2の額）
- 3 補助金の対象となるひとり親の子で、購入した住宅に居住する小学6年生以下の子どもに対して1人につき、10万円を交付。

申請方法

この事業の補助金を受けるには、新築又は購入した住宅及び土地の登記が完了した日から**90日以内**に以下の書類をそろえて市役所地域づくり課（本庁）までご持参ください。

- 1 伊豆市ひとり親移住定住促進住宅補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 土地売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
- 3 住宅及び土地の登記事項証明書の写し
- 4 土地の賃貸借契約書（住宅のみ購入者に限る）
- 5 住宅の間取図
- 6 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 7 戸籍全部事項証明書
- 8 世帯員全員の直近3年間の納税証明書
- 9 勤務証明書

チェック

補助金の交付決定

必要書類をチェックしましょう！

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、伊豆市ひとり親移住定住促進住宅補助金交付・不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知します。

補助金の請求

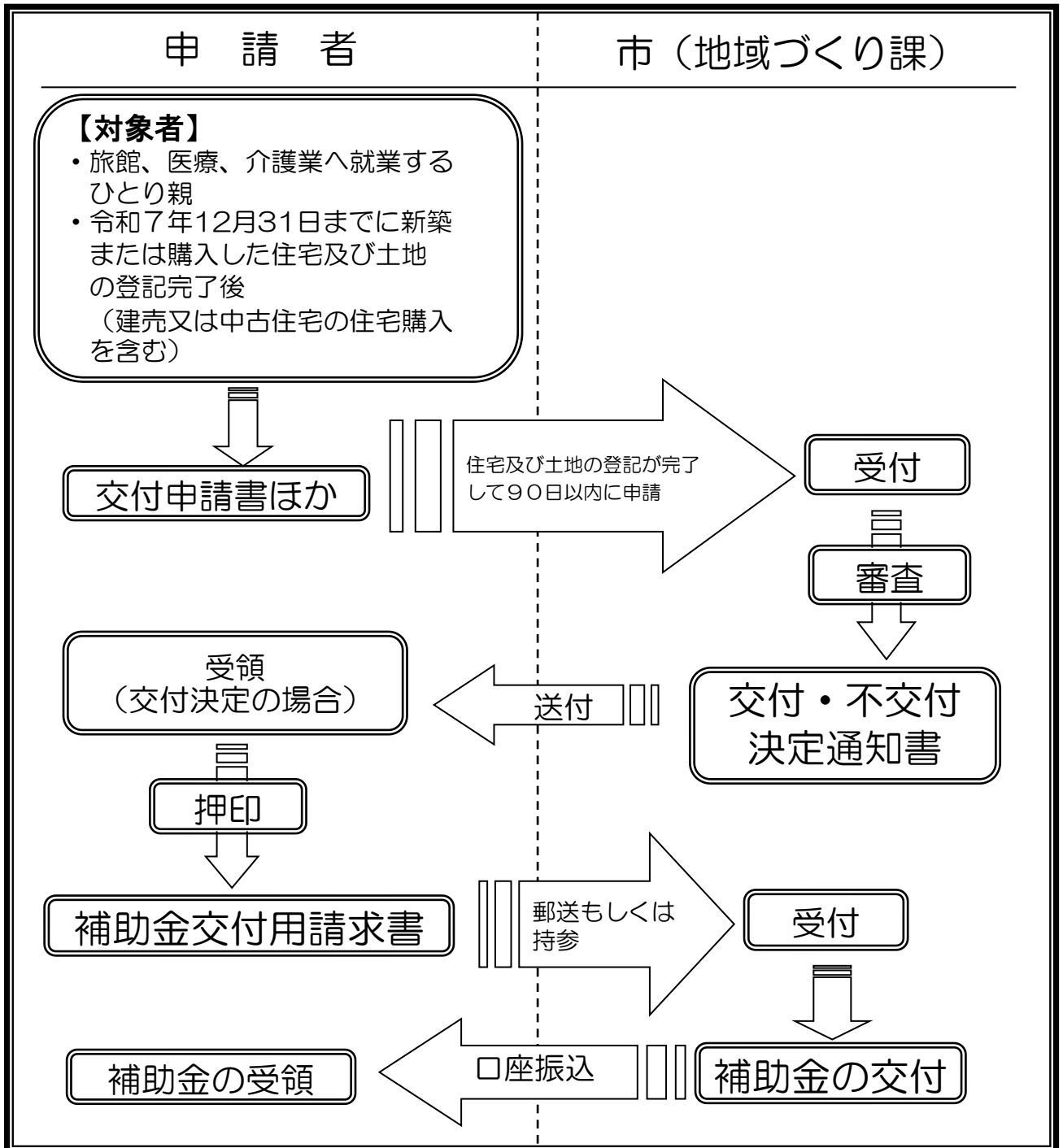
補助金の交付決定を受けた者は、伊豆市ひとり親移住定住促進住宅補助金請求書（様式第8号）に捺印して市役所地域づくり課へ提出してください。請求書が提出された後は、市は現地を確認し補助金を交付します。

（注）補助金の返還

- 1 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。
- 2 補助金の交付を受けた者が、補助対象の住宅に10年以上継続居住できないことになった場合は、速やかに伊豆市ひとり親移住定住促進（住宅、家賃）補助金返還届出書（様式10号）により市長に報告し、補助金の一部を返還しなければなりません。

この場合の返還額は、補助金交付額を10で割った額に10年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）をかけた額となります。

伊豆市ひとり親移住定住促進補助金（住宅補助事業）
申請手続きの流れ



問い合わせ 〒410-2413

伊豆市小立野38-2

伊豆市役所 総合政策部 地域づくり課

TEL 0558-74-3066 FAX 0558-74-3067